

山口県報

平成26年
6月17日
(火曜日)

目次

○告示
保安林予定森林(二件)(森林整備課)……………一
特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査(建築指導課)……………二

○公告
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(二件)(県民生活課)……………三
平成二十六年クリーニング師試験の実施(生活衛生課)……………三



山口県告示第二百一七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林を次のように指定する予定である旨の通知があった。

平成二十六年六月十七日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 保安林予定森林の所在場所
- 山口市徳地三谷字御所ヶ谷一五九の二、字大番向一〇六、一一〇九、字藤ヶ谷地吉一二七四、字小原一二八四の二、一二八四の三、一二八五の二、一二八五の二、周南市大字夏切字荒倉四三八の一(次の図に示す部分に限る。)、四三八の三、四三九の一(次の図に示す部分に限る。)、四三九の二、四三九の三、四三九の五・字小原谷五九三の一(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)
- 二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
周南市大字夏切字荒倉四三九の五(次の図に示す部分に限る。)
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第二百一八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林を次のように指定する予定である旨の通知があった。

平成二十六年六月十七日

山口県知事 村岡 嗣政

一 保安林予定森林の所在場所

- 山口市徳地伊賀地字榎ノ木七一、七二の一、七二の二、七二の三から七三六まで、七六二から七六八まで、一一三二、一一三三の一、一一三三の二、一一三三の三から一一三五まで、一一四二、一二六四、一二六五、二〇六〇、二〇六〇第一、二〇六一から二〇六八まで、字滝ヶ迫七六九の一、七六九の三、字川原田一一二九
- 防府市大字和字風呂ノ本六一六、六一七、六一七第一、六一八の一から六一八の一まで、六一九、六一九の一、六二〇、六二一の一、六二一の二、六二二から六二四まで、字上ノ山六二五の二、六二五の三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。

- 山口市徳地伊賀地字榎ノ木七二二の一・七二二の二・七六八・二〇六一・二〇六二(以上五筆)について次の図に示す部分に限る。)
- 防府市大字和字風呂ノ本六一六・六二四・字上ノ山六二五の二(以上三筆)について次の図に示す部分に限る。)
- その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第二百四号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の五第一項の規定により、山口県立南陽工業高等学校普通教室等新築工事の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成二十六年六月十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 山口県立南陽工業高等学校普通教室等新築工事
 - 工事場所 周南市温田二丁目四一九五番地一
 - 工事の概要

| 構 | 造 | 延 べ 面 積 |
|-----------|-------|-------------|
| 鉄筋コンクリート造 | 地上四階建 | 六、四三九平方メートル |

- 経営規模等入札参加資格
 - 入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(三者で構成するものに限る。)とする。
 - 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者である

こと。

- 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成二十四年山口県告示第四百九十四号。以下「告示」という。)
 - 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)
 - 出資比率が二十パーセント以上であること。
 - 共同企業体の代表者の平成二十六年六月十六日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの(以下「総合評定値」という。)
- (「総合評定値」という。)の建築一式工事の数値が九百五十以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

- 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等
 - 経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)
 - 共同企業体協定書の写し
 - 総合評定値通知書の写し
 - 特定建設業の許可通知書の写し
 - 委任状
- 申請書等の提出方法
 - 申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。
 - 申請書等の提出場所
 - 山口県土木建築部建築指導課 山口市滝町一番一号
 - 申請書等の提出期間及び時間
 - 平成二十六年七月三日から同月八日までの午前九時から午後四時三十分まで
 - 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法
 - 経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成二十六年七月二十四日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県土木建築部建築指導課（電話〇八三一九三三―三八三〇）にすること。



（一九一）特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。
変更後の定款は、平成二十六年七月二十二日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県宇部県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十六年六月十七日

山口県知事 村岡 嗣政

一 申請のあった年月日

平成二十六年五月二十二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称 特定非営利活動法人生活ヘルプセンター宇部

代表者の氏名 大庭 道子

主たる事務所の所在地 宇部市大字東須江三一〇番地の五

（一九二）特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。
変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書は、平成二十六年八月四日までの間、山口県環境生活部県民生活課において公衆の縦覧に供します。

平成二十六年六月十七日

山口県知事 村岡 嗣政

一 申請のあった年月日

平成二十六年六月三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称 特定非営利活動法人山口県要約筆記連絡協議会
代表者の氏名 門田美和子
主たる事務所の所在地 防府市大字上右田二七三三番地の一

（一九三）平成二十六年クリーニング師試験の実施

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第七条第一項の規定により、平成二十六年クリーニング師試験を次のとおり実施します。

平成二十六年六月十七日

山口県知事 村岡 嗣政

一 試験の日時及び場所

（一）日時

平成二十六年九月七日（日曜日）午前十一時から

（二）場所

山口市吉敷下東三丁目一番一号
山口県総合保健会館

二 試験の内容

（一）学科試験

- 1 衛生法規に関する知識
 - 2 公衆衛生に関する知識
 - 3 洗濯物の処理に関する知識
- （二）技能試験
- 1 洗濯物の処理に関する知識
 - 1) 薬品の鑑別
 - 2) 繊維の識別
 - 3) 絵表示の判別
 - 2 洗濯物の処理に関する技能
 - 白無地カッターシャツ（木綿一〇〇パーセントのもの）のアイロン仕上げ

三 受験資格

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十七条に規定する者（クリーニング業法の一部を改正する法律（昭和三十年法律第百五十四号）附則第五項の規定により同条に規定する者とみなされる者を含む。）

四 受験願書の受付期間

平成二十六年七月十五日(火曜日)から同年八月一日(金曜日)まで(郵送の場合
は、八月一日までの消印のあるものは、有効とする。)

五 受験願書等の提出先

- (一) 県内に居住する者
住所地を所管する保健所(萩市又は山陽小野田市に住所地がある者については、
当該住所地の市役所)
- (二) 県外に居住する者
山口市滝町一番一号(郵便番号七五三―八五〇一)
山口県環境生活部生活衛生課

六 提出書類

- (一) 受験願書
- (二) 履歴書
- (三) 受験資格があることを証明する書類
- (四) 写真(手札型とし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。)

七 受験手数料

八千三百円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼ること。この収入
証紙には、消印をしないこと。

八 合格者の発表

- (一) 合格者の発表は、平成二十六年九月二十四日(水曜日)とし、合格者の受験番号
を山口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示する。
- (二) 試験の得点の開示は、山口県環境生活部生活衛生課において行うので、試験の得
点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその
旨を知事に申し出ること。

九 その他

- (一) 受験案内、受験願書等の請求は、最寄りの保健所、萩市役所、山陽小野田市役所
又は山口市滝町一番一号、山口県環境生活部生活衛生課にすること。郵便で請求す
る場合は、封筒の表に「クリーニング師試験」と朱書きし、百二十円分の切手を貼っ
た宛先明記の返信用封筒(縦三十センチメートル以上、横二十一センチメートル以
上のもの)を同封すること。
- (二) この試験についての問合せは、最寄りの保健所、萩市役所、山陽小野田市役所又
は山口県環境生活部生活衛生課(電話〇八三―九三三―二九七〇)にすること。郵
便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十二円分の切手を貼っ
た宛先明記の返信用封筒を同封の上すること。